

I. 基本方針

公益財団法人沖縄県交通遺児育成会は、昭和46(1971)年7月13日に任意団体の「沖縄交通遺児を励ます会」としてスタート発足しました。昭和54(1979)年3月27日、同会を発展解消し「財団法人沖縄県交通遺児育成会」へ移行しました。平成元(1989)年10月21日、県知事から特定公益増進法人の証明書交付を受けました。平成23(2011)年7月1日、県知事の認定を受けて公益財団法人となり現在に至ります。

本会は「1. 奨学金等給付事業」、「2. 人材健全育成事業」、「3. 募金・寄付金受入事業、広報活動事業」の3本柱で活動して参りました。

給付支援をより一層推進し、公益性ある社会福祉と地域貢献活動のため以下の具体的事業計画の推進に努めます。

II. 事業計画

1. 奨学金等給付事業

(1) 目的

本事業は、生計の維持が困難な交通遺児等を対象に給付を実施します。

(2) 事業内容

毎年4月から5月にかけて県内全ての小・中・高等学校、特別支援学校、専修学校、大学へ奨学育成金給付案内文書を送付、受給申請を呼びかけます。ホームページで募集要項を公開するほか、機関紙でも呼びかけます。

認定の可否は「奨学金等給付選考委員会」で決定し、結果は事務局から各保護者及び在籍校へ通知します。同時に各家庭への給付手続きも開始します。

(3) 給付金の種類と支給対象者

① 育成金	小・中・高等学校、特別支援学校に在籍する者
② 奨学金	専修学校、大学に在籍する者
③ 激励金	小・中学校、特別支援学校の小・中学校に入学する者ならびに中学校、特別支援学校の中学部を卒業する者
④ 見舞金	小・中・高等学校、特別支援学校の小・中・高等部に在籍し、1年以内に交通遺児等になった者
⑤ リーダー育成金	主催する(公社)沖縄県青少年育成県民会議の基準要綱や派遣対象資格者等に基づき指定された対象者 (例年、小学校5,6年生及び中学生)

(4) 支給額（1人あたり）

① 育成金	小学生	48,000円
	中学生	54,000円
	高校生	96,000円
② 奨学金	専修学生	120,000円
	大学生	240,000円
③ 激励金	小学校(部)入学	15,000円
	中学校(部)入学	20,000円
	中学校(部)卒業	20,000円
④ 見舞金	小学生	30,000円
	中学生	30,000円
	高校生	30,000円
⑤ リーダー育成金		60,000円程度

(5) 選考方法等

提出された申請書は「奨学金等給付選考委員会」にかけられます。

運営要綱、給付規定、奨学生等選考内規に基づき県や教育庁、小・中学校長会、社会福祉協議会等の有識者11名から成る選考委員によって書類審査等の選考が行われます。

継続申請者であっても、申請人の素行（休学、退学及び留年等の就学状況）、親権者の生活状況（所得超過、再婚等）などを改めて確認します。

(6) 申請資格

- ① 保護者が交通事故で死亡または負傷した
- ② 沖縄県内の学校に在籍している
- ③ 保護者の年間所得が400万円未満
- ④ 保護者が再婚していない
- ⑤ 生活保護の教育扶助を受けていない
- ⑥ その他上記以外の規定による事項など

(7) 実施期間

募 集：4月 ～ 8月

選 考：9月 ～10月

- ① 奨学育成金の通知及び給付：10月～11月予定
- ② 激励金の通知及び給付：10月～2月予定
- ③ 見舞金の通知及び給付：10月予定
- ④ リーダー育成金の振込み：主催団体が指定する期日内

(8) その他

① 激励金

奨学・育成金とは別に、小学校、中学校、特別支援学校の入学生と中学校卒業生には激励金を贈ります。理事長に代わり事務局長が各在籍校を訪問し、校長先生や担任教諭らの立ち会いの下、理事長から託された激励の言葉を伝達します。

② 見舞金

見舞金は、死亡・負傷の日から起算して1年以内の事故で、初年度申請をされた児童・生徒に贈ります。激励金同様、事務局長が各在籍校を訪れ理事長からのお見舞いの言葉を伝達します。

③ リーダー育成金

リーダー育成金は、(公社)沖縄県青少年育成県民会議が主催する派遣事業（夏季：九州と冬季：兵庫県）へ、同県民会議の求める基準・資格に基づいた若干名を推薦し参加費を負担します。県外の子ども達との交流は大変有意義で、小学5、6年生から中学生が対象です。

2. 人材健全育成事業

(1) 目的

本事業は、①保護者と交通遺児等の交流激励会等を通して家族間相互の結びつきを深め、相互の情報交換や懇親を図る②当会の奨学生等選考内規では対応できない県外進学の子供を含む大学生を支援する③交通遺児等のリーダーシップの育成④交通遺児等に国際的な視野の取得機会を与えることを目的に実施します。

(2) 事業内容

① クリスマス交流激励会

12月のクリスマス時期に、県内で催されるスポーツ観戦、コンサート、観劇などのイベントに子どもたちを招待します。日頃あわただしく過ごしていることの多い交通遺児等の家庭に楽しんでもらうことを趣旨とし、できる限り開催期間が

長いイベントを選びます。

当初この事業は、各家庭との親睦交流や情報交換の場として那覇市内のホテルで食事会を開催していました。しかし、対象家庭の大半が母子家庭で、パートで働く母親が土日・祝祭日に休みを取ることが容易でないなどの事情により特定の日の開催が困難になっていました。そのため、平成25(2013)年からは、イベントに招待する現在の形式に移行しています。今後も家庭事情に寄り沿いながら推進していきます。

② 儀間教育振興会への県外進学生（大学生及び専門学生）の推薦（指定枠）

（公財）儀間教育振興会から大学生及び専門学生の学資援助募集依頼を受け、基準要項や資格等に基づき、対象者に対し募集を呼びかけます。

同振興会には交通遺児枠として10人枠を別途設けていただいております。同振興会制度によって当会給付基準から外れた県外進学者にも引き続き学資援助を受ける道が開けます。

この制度によりご支援いただいた学生は、遺児枠が設けられた平成5(1993)年度から令和2(2020)年度までに322人、給付総額7,454万円に上っています。

儀間教育振興会は、自身も苦学生だった故儀間常亀氏が「勉学に励む苦学生を支援し、社会貢献したい」との思いで、平成5(1993)年に設立した団体です。

③ 沖縄県青少年育成県民会議への派遣者の推薦（指定枠）

（公社）沖縄県青少年育成県民会議主催による夏季「フレンドシップイン九州」と冬季「フレンドシップイン兵庫」の交流事業は、県内児童生徒が県外の子も達と4泊5日間の共同生活を通し自主性や協調性を養うことを目的としています。小学5、6年生または中学生が対象で、交通遺児枠が設けられています。

同県民会議の求める基準や資格に基づき推薦依頼を受け、事務局から対象家庭へ通知し、応募のあった者を派遣します。派遣先児童生徒との交流や、地域の歴史について学習を深めるとともに、異年齢で構成されるグループ行動の中で規律やリーダーシップについて理解を深めることができる有意義な機会となっています。

④ 海外留学の支援

沖縄ライオンズクラブ主催の夏季YE（青少年交換）派遣学生については、推薦依頼を受けた場合、事務局選考を通過した者を推薦します。

この制度は、全費用を同クラブが負担します。経済的に不安定な家庭の子どもたちにとって魅力ある派遣事業です。当会からの派遣は平成23(2011)年が最後

で近年は派遣できていません。

海外進出への志を高く持った学生支援のため、同クラブ以外の制度を利用した留学に対しても本育成会から最大 50 万円の支援金を給付いたします。

(3) 実施期間

- ① クリスマス交流激励会の案内：12月
- ② 儀間教育振興会の交付式：8月
- ③ 県青少年育成県民会議への派遣：8月～12月
- ④ 沖縄ライオンズクラブへの推薦枠要請：9月

3. 募金・寄付金受け入れ事業、広報活動事業

(1) 目的

交通遺児等が境遇に負けることなく希望を持って学業に励み、強く明るく成長し、有為な社会人となるよう育成金支給、健全育成事業などを実施するため①資金確保の募金・寄付受け入れ事業②交通事故防止の広報・啓発活動を行います。

(2) 事業内容

① 資金確保のための募金・寄付受け入れ事業

[個人寄付]

交通安全祈念、退職記念、香典返しなど、多様な寄付を機関紙やホームページで紹介し、気持ちよく寄付をしたくなるような表現手法を意識的に取り入れます。また、インターネットがもたらす影響力にもこれまで以上に注目し、機能を活用することで寄付増加に繋がられるよう努めます。

[職場・賛助募金寄付]

各市町村役場や教育機関、病院、福祉施設、学校などを通し職場募金を呼びかけます。同時に賛助員の新規加入促進にも努めていきます。

[ボックス募金寄付]

募金ボックスの設置場所確保に努めます。自動車販売店や自動車整備工場、またはガソリンスタンドなど自動車関連団体を狙いアプローチいたします。

また、交通遺児支援チャリティーイベントを開催いただく場合などに、会場内に募金ボックスを設置するなど、当会活動をまだ知らない一般の方に事業への関心を持っていただけるよう努めます。

[周年記念寄付]

周年を迎える企業・団体に対して「周年記念寄付」を呼び掛け、寄付造成に努めます。

② 交通事故防止の広報・啓発活動

[イベントへの参加]

企業・団体が開催するチャリティーイベント、交通遺児支援を呼びかける街頭募金活動など要請あれば参加・協力し、寄付の受け入れに努めます。

[交通安全運動への参加]

行政機関が主導する四季折々の交通安全運動、飲酒運転撲滅運動などに積極的に参加し、ともに交通事故防止、予防活動に携わっていきます。

[ホームページ・機関紙・パンフレットの発行]

ホームページでの情報発信や、年3回発行の機関紙「南風(なんふう)」(発行部数4000部)で、寄付贈呈の様子や子どもたちの声を紹介していきます。特に子どもたちや保護者の様子を多くお伝えできるよう工夫していきます。配布先は主にご寄付支援(個人・団体)、行政機関や関連団体、県内全学校が中心となっています。

パンフレットでは、当会概要が一目でわかるよう、年度ごとに見直し作成します。チャリティーイベント会場での配布にも努め、活動の周知に繋がります。

また、ホームページ、「南風」、パンフレットでは、県知事認定の税額控除団体である特典をより詳しく、分かりやすく紹介し、不特定多数の方からの寄付支援に繋がられるよう目指します。

4. その他の活動

(1) 目的

公益目的事業を円滑に執行していくために、重要な手続きを伴う場合や組織内の変更など要する場合は、今後も下記のとおり取り組みます。

(2) 活動内容

① 設立50周年記念事業の取り組み

昭和46(1971)年に「沖縄交通遺児を励ます会」としてスタートした本会は今年

7月13日に設立50年を迎えます。昭和46（1979）年、「励ます会」を発展解消し、「財団法人沖縄県交通遺児育成会」設立。平成23（2011）年、公益財団法人に移行しました。多くの県民からの支援を受けた本会の半世紀の歩みを振り返り設立50周年記念誌を発行する予定です。

② 沖縄県の検査

法人の運営組織及び事業活動状況等について3年に1度、沖縄県による立ち入り検査が実施されます。令和3(2021)年が立入検査の対象年となる予定です。

③ 税額控除に係る証明申請の手続き

寄付者が税額控除の恩恵が受けられるよう、税額控除の更新手続きを行います。5年に一度、複雑な検査項目が精査されます。令和3(2021)年9月9日から同8(2026)年9月8日までの延長申請を目指します。

④ 満期による証書の書き換え

基本財産及び特定資産が満期を迎える際には、担当税理士や各金融機関の担当者へ情報提供を求め、より安全かつ慎重な書き換えに努めます。

⑤ 事業の円滑な取り組み

事業を円滑に取り組むために諸規程の見直し、または新たに導入が必要と判断された場合には、公益法人法に従いみなし決議を行使するなど、より柔軟な対応を心がけます。